

# 18 還 付 金

## 還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
	千円	千円	千円
平成10年度	138,826,098	2,090,545	140,916,643
11	140,711,843	2,194,335	142,906,178
12	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
14	141,460,246	2,788,956	144,249,203
源泉所得税	53,355,036	2,312,277	55,667,312
申告所得税	6,854,958	210,337	7,065,295
法人税	31,266,437	50,702	31,317,139
消費税及び地方消費税	46,247,701	131,248	46,378,949
その他諸税	3,736,115	84,393	3,820,507
還付金合計	141,460,246	2,788,956	144,249,203

調査期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
- 2 「消費税及び地方消費税」とは、消費税と消費税及び地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む